

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都

(名 称) 株式会社シンシア工務店

(法人番号 7010001177334)

上記被審人に対する令和6年度(判)第12号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金32万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和6年10月28日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第7号及び第8号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和6年8月27日

金融庁長官 井藤 英樹

(別紙)

- 1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実  
法第178条第1項第7号及び第8号に該当  
被審人は、関東財務局長に対し、

第1

それぞれ下表1の番号1から同8のとおり「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたにもかかわらず、「報告書」欄記載の大量保有報告書又は変更報告書（以下「大量保有報告書等」という。）を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに提出せず、

表1

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	株式会社 三ツ星	大量保有 報告書	令和3年 8月24日	令和3年 8月24日	報告義務発生日において、株券を6万5700株保有することとなり、発行済株式総数（126万6655株）の5%を超える大量保有者となった。
2	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 1	令和3年 8月27日	令和3年 9月3日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の5.19%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が8万400株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
3	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 2	令和3年 9月2日	令和3年 9月9日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の6.35%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が10万800株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。

4	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 3	令和3年 9月9日	令和3年 9月16日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の7.96%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が11万5500株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
5	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 4	令和3年 9月21日	令和3年 9月29日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の9.12%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が12万8700株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
6	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 5	令和3年 9月30日	令和3年 10月7日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の10.16%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が14万1600株まで増加し、株券等保有割合が1%以上増加した。
7	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 6	令和4年 2月22日	令和4年 3月2日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の11.31%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有目的が変更された。
8	株式会社 三ツ星	変更報告書 No. 7	令和4年 3月7日	令和4年 3月14日	報告義務発生日より前の日において、発行済株式総数の11.31%の大量保有者であったところ、報告義務発生日において、保有株券等の数が8万300株まで減少し、株券等保有割合が1%以上減少した。

## 第2

下表2の番号1のとおり「提出日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「虚偽記載」欄記載のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある「報告書」欄記載の変更報告書を提出したものである。

表 2

番号	発行体	報告書	提出日	虚偽記載
1	株式会社 三ツ星	「変更報告 書 No. 2」と 題する 変更報告書	令和 4 年 3 月 15 日	保有株券等の数が 14 万 3300 株であるところを 8 万 300 株と記載し、株券等保有割合が 11.31%であるところを 6.34%と記載

## 2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 事実につき

法第 172 条の 7、第 27 条の 23 第 1 項本文及び第 3 項、第 176 条第 2 項

表 1 の番号 2、同 3、同 4、同 5、同 6、同 7 及び同 8 の各事実につき

法第 172 条の 7、第 27 条の 25 第 1 項本文、第 176 条第 2 項

表 2 の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 8、第 27 条の 25 第 1 項本文、第 176 条第 2 項

## 3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1、同 2、同 3、同 4、同 5、同 6、同 7 及び同 8 の各事実につき

法第 172 条の 7 の規定により、大量保有報告書等の不提出に係る課徴金の額は、

当該提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における法第 130 条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額（当該価格がないときには、これに相当するものとして金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 1 条の 7 第 3 項第 1 号により定める額）に 10 万分の 1 を乗じて得た額となることから、

①令和 3 年 8 月 31 日までに提出すべきであった大量保有報告書に係る課徴金の額は、

$2,995 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 37,936 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円

- ②令和3年9月3日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$2,870 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 36,352 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円

- ③令和3年9月9日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$4,170 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 52,819 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、50,000円

- ④令和3年9月16日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$2,966 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 37,568 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円

- ⑤令和3年9月29日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$2,886 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 36,555 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円

- ⑥令和3年10月7日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$2,735 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 34,643 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、30,000円

- ⑦令和4年3月2日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$3,355 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 42,496 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、40,000円

- ⑧令和4年3月14日までに提出すべきであった変更報告書に係る課徴金の額は、

$3,400 \text{ 円} \times 1,266,655 \text{ 株} \times 1 / 100,000 = 43,066 \text{ 円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、40,000円となる。

表2の番号1の事実につき

法第172条の8の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書に係る課徴金の額は、

当該変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該変更報告書が提出された日の翌日における法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額となることから、

令和4年3月15日提出の変更報告書に係る課徴金の額は、

$3,675 \text{円} \times 1,266,655 \text{株} \times 1 / 100,000 = 46,549 \text{円}$

について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、40,000円となる。